

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年7月28日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年7月6日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年3月19日 午前6時40分頃

2 事故発生の場所

つくば市谷田部6197番地先

3 相手方

(1) 住所 茨城県土浦市真鍋一丁目10番8号

(2) 氏名 関東鉄道株式会社 取締役社長 松上 英一郎

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方がつくば市道1024号線を西から東に向かって走行中、対向車が来たため左に寄ったところコンクリート蓋が跳ね上がり、車両の

左側面及び燃料タンクを破損させたもの。

5 損害賠償額 金562,980円

6 和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金562,980円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。